

別 添

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

はしがき

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険の福祉用具の利用状況をみると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられる。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、作業療法士・理学療法士等によって作成された福祉用具の事例精査基準（案）を基に、4,500余りの利用事例によって検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

本基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示したものとなっている。

本基準における状態像は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理した。

なお、認定調査項目の「問題行動」という記載は、本基準においては「痴呆の周辺症状」とした。

また、本基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、本基準を活用していただきたいが、併せて（財）テクノエイド協会のホームページで公開されている介護保険福祉用具等のデータベースシステム（介護保険対象福祉用具等詳細情報）を活用し、福祉用具の利用事例や商品情報および解説を参照するなど、福祉用具の特性と利用者の心身状況とが適合した、適正な福祉用具の選定に役立てていただきたい。

なお、本基準は、福祉用具の事例精査基準（案）作成時に収集された利用事例に含まれる範囲の福祉用具の判断基準にとどまっており、現段階においては、介護保険における福祉用具全般を網羅したものとはなっていない。

したがって、今後、さらに福祉用具の利用事例の収集等を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜していくものである。

【本基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」、「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」、を示す。一部の福祉用具については「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

車いす

1.1 自走用標準型車いす

要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動する車いす。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、・・・・。

使用が想定しにくい状態像

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載。※

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護状態区分を記載※

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。